長与町農業委員会会議録

令和４年３月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和４年３月農業委員会総会

１．日時　　令和４年３月２５日（金）　　９時１５分から１２時１５分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第４　　第３号議案　令和３年度農地等利用最適化施策の推進に関する意見書

第５　　第４号議案　長与町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則

第６　　第５号議案　長与町農業委員会総会規則の一部を改正する規則

第７　　第６号議案　長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則の一部を改正する規則

第８　　報告事項

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。

総会の開催に先立ちまして報告をさせていただきます。長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は、在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、委員１２名のうち、現在１０名の出席をいただいておりまして、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は８名御出席でございます。

原田委員と山本委員は少し遅れて来られます。

では、ここからの議事の進行を、水谷会長よろしくお願いいたします。

議長　皆さんおはようございます。

今日はいつもより時間を早めて会議をしております。今日が今年度最後の総会になりますけれども、非常に議案が多く、またこの３月は非常に、目まぐるしい動きがありまして、皆さん方にも事前に少し報告をしたいと思います。

来年度、かなり大幅な法改正が行われるということで、国から２３日にリモートでの説明会がありました。事務局長と私は長与町で説明を受けておりましたが、委員の皆さん方の活動に対するウエイトが大きく、いろいろな条件が変わってくるということでした。それから基盤強化法などの様々な法律の内容も、非常に変わっております。全国農業新聞や日本農業新聞を見ていらっしゃる方は少し分かると思いますが、いろいろな法律が今、改正されております。

また、３月２日に、長与町の議会が始まりまして、その中で議員から一般質問が出ました。私が答弁のために本会議に出ましたが、どういう質問だったかといいますと、平成３０年に行われた（地区名）の農地改良の件で、そこに造園資材がある、違法転用ではないかという内容でした。議員からは不公平ではないかという意見があったわけですけども、我々としては、そういう案件について、一方はよくて一方悪いということはしておりません。この件についてはパトロールを強化するとともに、２、３回、指導をして、現在は元通りに復元をしております。

そういう形で、農業委員に対する外部からの目というのが非常に厳しくなっている状況です。国のほうでも農業委員のことを、ある意味では地方公務員の非常勤の職員というような見方をしておりますので、我々としても今後いろいろなことを勉強しながら、励んでいかなければならないと思っております。前置きが長くなりましたけども、この３月が転換期といいますか、そういう時期に入ったということを申し上げて会議に入りたいと思います。

それでは、令和４年３月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名いたします。９番、益冨雅彦委員、１０番、柳原厚志委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　農用地利用集積計画が７件、第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見徴取についてが、１件、第３号議案として、令和３年度農地等利用最適化施策の推進に関する意見書、さらに、第４号議案から第６号議

案において、農業委員会が所管する規則の改正が３件、出されております。報告事項は、農地転用専決処分が２件です。そして、総会後に、農地利用等推進会議を開催しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第２　提出された議案の審議に入ります。第１号議案　農用地利用集積計画について、１件目の説明を事務局お願いします。

事務局　それでは第１号議案　農用地利用集積計画についてご説明します。

第１号議案の１ページから２ページについては、説明を省略させていただきます。議案書の３ページをお開きください。１件目です。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）、長与町三根郷（住所）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）、長与町本川内郷（住所）。利用権を設定する土地は２筆で、長与町三根郷（地番）、現況地目はどちらも田で、２，０６７㎡と３２㎡、合計２筆の２，０９９㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は、水稲です。期間は、令和４年４月１日から令和９年３月３１日までの５年間です。年間の借賃は、米〇〇kg を、毎年１０月に自宅へ納入します。平成２１年から借り入れており、今回３回目の更新となります。ここで、本日配布の資料№.１「利用権設定に関する同意書」をご覧ください。この農地は未相続農地でございますが、農地の貸し借りを行うにあたり、ご覧のとおり、相続権者の同意を得ておりますので報告します。なお、被相続人は、下段に記載しておりますが、（氏名）です。土地の所在を説明します。５ページをお開きください。ページ右上の〇〇橋に丸をしていますが、〇〇橋を〇〇方面へ渡り切った、〇〇バス停付近の、赤色と、道向かいの青色で表示してある場所が、申請地の（地番）です。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中　光夫　推進委員

推進委員３番　はい、３月１６日の午前中に、水谷会長。事務局長、森係長、それと、柳原委員と私の５人で、現地を確認しました。申請は水稲になっていますが、実際は、（地番）については、野菜も作っております。それと、（地番）については果樹、柿が作ってあります。継続ということもあり何も問題はないと思います。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１０番　柳原　厚志　農業委員

１０番　はい。田中推進委員からも説明がありましたが、私のほうからも少しばかり説明をいたします。この土地は（氏名）の家のちょうど前です。庭の下になるところで、平成２１年から借

りて、一応水稲になっていますけれど、裏作として白菜とか、タマネギとか、野菜を作りながら管理をされています。きちんと管理されていますので間違いないと思います。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、２件目に入りますが、農業委員会等に関する法律第３１条の、「議事参与の制限」に該当することを、先に申し上げます。従いまして、〇〇委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

【〇〇委員退席後】

事務局より説明をお願いします。

事務局　２件目です。６ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）、長与町三根郷（住所）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）、長与町平木場郷（住所）。利用権を設定する土地は２筆で、長与町三根郷（地番）、現況地目はどちらも田で、１，０３８㎡と４５２㎡、合計２筆の１，４９０㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間です。年間の借賃は、米〇〇kg を、毎年１０月に自宅へ納入します。新規となります。土地の所在を申し上げます。８ページをお願いします。先ほどの１件目と隣接した２筆になります。〇〇橋を〇〇方面へ渡り切った、〇〇バス停付近の、赤色と、道向かいの青色で表示してある場所が、申請地の三根郷（地番）です。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんから説明をお願いします。

田中　光夫　推進委員

推進委員
３番

はい、先ほどのメンバーで、すぐ隣だったので現地を確認しました。新規ということでありますが、前の事項と借主が同じなので、別に問題はないと思います。以上です。

続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１０番　柳原　厚志　農業委員

１０番

はい。この件については新規になっていますけれど、前は（氏名）が、借りて作られていたところですね。（氏名）も、もう高齢になられて田んぼもあまり出来ないということで、息子さんがされていましたが、機械を持っていないということであまり作っておられませんでした。元々は、（氏名）ではなく他の人に貸す予定だったのですが、（氏名）がここを新規に借りて規模拡大をしたいということで、（氏名）にお願いをして、（氏名）が借りることになりました。（氏名）には、これから農業をやっていこうという意気込みがあると思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

退席されている、〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

【〇〇委員　着席後】

〇〇委員に申し上げます。申請があった、農用地利用集積計画につきましては、許可する

ことに決定されたことを報告いたします。
　続いて、３件目と４件目は関連がありますので、あわせて説明を行います。事務局お願いします。

事務局　　３件目です。９ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番）、地目は田の、１，１１９㎡です。利用権の種類は　賃貸借権で、具体的な作物名は、水稲です。期間は、令和４年４月１日から令和６年３月３１日までの２年間です。年間の借賃は、１０アールあたり米〇〇kgを、毎年年末に自宅へ納入します。面積計算すると、約〇〇kgになります。平成２９年から借り入れており、今回２回目の更新となります。土地の所在ですが、１１ページをお開きください。ページの右手に、〇〇線が上下に通っておりますが、〇〇交差点から左に少し入った、赤色で表示してある場所が、申請地、三根郷（地番）です。次に、４件目も借主が同じですので、続けて説明します。１２ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は４筆で、長与町三根郷（地番）７９６㎡、（地番）の７１０㎡、（地番）の９４７㎡、（地番）の６９８㎡、地目は４筆とも田で、合計で３，１５１㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和４年４月１日から令和６年３月３１日までの２年間です。年間の借賃は、１０アールあたり米〇〇kgを、毎年年末に自宅へ納入します。面積計算すると、約〇〇kgになります。平成２２年から借り入れており、今回４回目の更新となります。土地の所在ですが、１４ページをお開きください。先ほどの３件目から少し〇〇方面へ進んだところに４筆ございます。〇〇踏切の手前の、赤、青、黄、緑で表示してある場所が、申請地の４筆です。以上です。

議長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
　田中　光夫　推進委員

推進委員３番　　この２件につきましても同じメンバーで、現地を確認しました。２件とも、継続ということで、何も問題はないと思います。以上です。

議長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
　１０番　柳原　厚志　農業委員

１０番　　はい。これも継続です。平成２９年度から（氏名）が借りるようになったのですが、その前

は（氏名）の家がされていました。（氏名）ご自身は建築関係の仕事をされており、あまり農業はしておられませんでしたが、奥さんがミカンを作っておられました。（氏名）も高齢になられて、建築関係の仕事もあまりされなくなり、今は横道のほうでハウスのイチゴを頑張っておられます。水稲は出来なくても、農業のほうは一生懸命やられていますので、この件については問題ないと思います。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。まず、３件目について異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、４件目について異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、５件目と６件目についても関連がありますので、あわせて説明を行います。事務局お願いします。

事務局　５件目です。１５ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町斉藤郷（地番）、地目は田の、６１４㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間です。年間の借賃は、米〇〇kg を、毎年１０月末に自宅へ納入します。平成２９年から借り入れており、今回１回目の更新となります。土地の所在ですが、１７ページをお開きください。ページ右の〇〇橋、（施設名）に丸をしていますが、（施設名）付近の赤色で表示してある場所が、申請地、斉藤郷（地番）です。次に、６件目も借主が同じ

ですので、続けて説明します。１８ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、(氏名)、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、(氏名)、長与町斉藤郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆で、長与町斉藤郷（地番)、地目は田の、１，７４３㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間です。年間の借賃は、米〇〇kg を、毎年１０月末に自宅へ納入します。平成１８年から借り入れており、今回４回目の更新となります。土地の所在ですが、２０ページをお開きください。ページ上に〇〇橋、下に（施設名）に丸をしていますが、その中間付近の、赤色で表示してある場所が、申請地、斉藤郷（地番）です。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本　謙二　推進委員

推進委員７番　はい、３月１６日、１３時３０分から水谷会長、福本局長、森係長、それと渡邉委員と私、計５名で現地の確認をいたしました。もう毎年水田を作っていらっしゃるところですね、継続ということで、特に問題はないと思います。以上です。

続きまして、２番　渡邉　章三　委員お願いします。

２番　はい。今、推進委員の坂本さんが言われたとおり、これも継続ですので、別に問題ないと思います。(氏名）が高齢と思われますが、実はもう息子さんが実質されておりますので、問題ないと思います。以上です。

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。まず、５件目について異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたしま

す。

続いて、６件目について異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて、７件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　７件目です。２１ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（会社名）、長与町高田郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町岡郷（地番）、現況地目は畑で、１１，３８９㎡の一部の４，６１０㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名はみかんと野菜です。期間は、令和４年４月１日から令和５年の３月３１日までの１年間です。年間の借賃〇〇円を、４月中に自宅へ納入します。平成３１年に新規で借り入れており、今回が３回目の更新となります。土地の所在ですが、２３ページをお開きください。ページ中央あたりに岡郷の〇〇バス停、それと（施設名）がございますが、そこから約２００m程上った、赤色の部分が、申請地、岡郷（地番）で、そのうち、塗りつぶしている部分が、今回の借入地の４，６１０㎡になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本　秀哉　推進委員

推進委員８番　はい、３月１６日午後２時１５分頃だったと思います。岡郷（地番）の現地確認を行いました。確認者は水谷会長、福本事務局長、森係長、山口農業委員、私坂本でした。（会社名）が（氏名）より１年ごとの更新で借りておりまして、その更新でございます。樹園地も適正に管理されておりました。畑のほうは柿が植わっており、木はすべて元気なようで、更新に関して問題はないと思います。以上です。

議長　続きまして、１１番　山口　多美子　委員お願いします。

１１番　３月１６日の１４時から水谷会長、福本局長、森係長、坂本推進委員と私で、現地確認をしました。現地はミカンの木が植えてあり、また、野菜を植えるように準備をされていまし

た。継続ということで、問題ないと思います。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第２号議案の農地中間管理事業における農用地配分計画案に伴う意見聴取について、に入ります。事務局より、説明をお願いします。

事務局　それでは、第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見徴収について、説明します。この配分計画は、農地中間管理機構を通した借り受けの契約になります。この農地は、平成３０年度に中間管理機構を通した貸し借りが行われておりましたが、この度、耕作者がお亡くなりになったため、新たな耕作者と契約を行うものです。内容としては、借主が変わるというものです。それでは、３ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、(氏名)、長与町本川内郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、公益財団法人　長崎県農業振興公社、長崎市尾上町３番１号。権利を設定する土地は４筆で、長与町本川内郷（地番)、地目は畑の、１，１７９㎡。同じく、本川内郷（地番)、地目は畑の、３，２９４㎡。同じく、本川内郷（地番)、地目は畑の、１，３５３㎡。同じく、本川内郷（地番)、地目は畑の、２，０７８㎡。合計４筆で、７，９０４㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、利用内容は樹園地です。期間は、令和４年５月１０日から令和５年１１月９日までの１年６カ月間で、これは、平成３０年度の契約の残存期間になります。土地の所在ですが、４ページをお開きください。ページの下の方に、本川内郷と岡郷の郷境の〇〇公園がございますが、公園のすぐ山手の　赤色で表示してある場所が、申請地のうちの１筆、本川内郷（地番）です。そして、公園から本川内郷の方へ、４００m程下った、青、黄、緑で表示してある場所が、残りの申請地３筆です。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願い

します。
永冨　義徳　推進委員

推進委員１番　説明をさせていただきます。１６日に関係者の皆さんは現地確認に行っておられたのですが、私が私用でどうしても行けずに、１８日に森係長と２人で、確認をさせていただきました。この農地は先ほど言われたように、昨年の９月に亡くなられた（氏名）の土地でございます。この周辺は私たちの土地改良区で、ほとんどの方が中間管理機構に貸出しをして、そしてそれを再度借りるという形で農業をしております。畑総事業の対象区域でもあり、補助金が支給されますが、それを個人に配布をせずに畑総事業の施設管理費にとっておこうということで、思い立ってしたのが始まりです。それでこの（氏名）のところの４筆は、多分（氏名）の名義になっていたと思うのですが、他のところは全部、お父さんの（氏名）から名義を変更していなかったようです。現地は（氏名）夫婦が手開墾で広く開墾をして、ミカンをつくっておられましたが、（氏名）も近年病気がちになりまして、管理が行き届かない状態でした。それで、４～５０年ぐらいになる木が、もう枯れておりましたので、最近この土地改良区のメンバーで、１町弱ぐらいでしょうか、みんなで伐り倒して、焼却してしまいました。今後は、この土地改良区で管理をしていくことになるかと思います。そして（氏名）が借りられた場所について、緑のところの下に（氏名）の家がありますがその緑のところはもう、カキの木を植えたりしてきれいにしております。それで黄色と青のところは、まだミカンの若木が植わっておりまして、そのまま管理していかれると思います。そして、〇〇公園の隣の赤のところは、まだミカンの木が植わっておりますが、枯れておりますのでそこもまたきれいに伐り倒して焼却をして、また、ミカンを植えるということでございます。そういうことで何の問題もないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長　続きまして、７番　原口　司　農業委員お願いします。

７番　先ほど永冨さんが詳しく説明してくれたように、今までは、兄の（氏名）がやっておりました。少し荒れたところもありますが、弟の（氏名）が本格的にやってくれるということで、問題ないと思います。お願いします。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
２番　渡邉委員さん、お願いします。

２番　貸し借りは問題ないと思うんですが、今話があったように、緑以外は若干荒れているということですね。ここは中間管理機構が間に入っておりますよね。平成３０年からということでしたが、多分、（氏名）は病気で出来なかったのではないかなという気がしますが、その間、中間管理機構がもしあれやったら、草刈り等をしますよという前提で、貸し借りをしている

と思うんですが、管理機構は何をしていたのかと、私は思ったんですね。現地を見たときに、赤のところは半分ほど枯れていたという話でしたし、青と黄色については、まだ苗木が植わった状態。緑は正常になっていたんですが、中間管理機構はそういうところはどのように、考えていたのかなと、ただ名義を貸しただけなのかなという気がしますので、そこの見解がどうだったのかなと思いまして質問します。

１番　私のほうから少し説明を加えたいと思いますけどもこれは畑総事業のエリアを、まず、地区の計画で、ＡｔｏＡである。中間管理機構が入って、自分がですね中間管理機構に貸して、そして今度は中間管理機構がまた、その人に、貸し付けると。何かおかしな話なんですけど、これは国の施策の中でそういうＡｔｏＡというのが、ありましてその地区を地区営農の集団があれば、そこに補助金を出しますよと。これ２００万ぐらい出しております。その分についてはですね、地区の中での、特に管理という部分もですね、責務もあるんですけども、この（氏名）が、こういう状態ですよという申出をしなければ、出来ないわけですね。もうそのときに、（氏名）が、貸付けをする意思があればですね。当然その間に探しますよというのがありますけど、その意思表示は多分なかっただろうと思うんです。亡くなるまでですね。だから、中間管理機構何もしなかったじゃないかという形になりますけども、これはやっぱり、ある意味ではもう他の人に貸付けますよ。ですからヘルプお願いしますという意思表示がないとなかなか、どこかに貸付けたいという意思表示がないということになります。これも、弟の（氏名）と私も遠戚になるもんですから、「そこば見らんね、見て手伝いばせんね」というふうなことをずっと言い続けてきたんですけども、基本的にはやっぱり「いや兄貴がまだそう言わない」ということでですね。だから、本当にそういうことがあれば早い時点で、弟さんのほうにですね貸付けをしたい。そうでなければ、自分でやって弟さんが手伝いをするということがあればよかったんですが、そこがなかったということでですね、今のような状態がある。ただいま言うように、これ全国的に中間管理機構は後の問題を全部面倒見るのか。法的に２年は、見つける間はですね。中間管理機構が管理をしますということになっておりますけども、余りたくさんそういう事例を聞いたことがありません。ですから、今度は後から説明を加える中間管理機構もですね。多分、今度は全部中間管理機構全てをですね、受け入れるという状態が出てきますけど、多分これパンクするんじゃないかと。この中間管理機構も、今度は後で説明があると思いますけど、市町村に事務を委託する、結局、中間管理機構は何だったのかと、結局中間管理機構の上部で出来ないことは、もう基本的には市町村でお願いしますよという、法改正の方向性が出てきてますので、そういうふうにとらえていただければ、この件については、本人の意思表示がなかったと。ただ、中間管理機構の問題についてはまた後でちょっと説明を加えていきたいと。

７番　ほとんどの農地が、（氏名）の名前じゃなくして、お父さんの（氏名）の、名前からまだ変えておらずにですね。これは、中間管理機構の貸出しのほうには、ほとんどが入ってなかったんだろうと思います。貸しとらんとやろうと思うんですね。それで、四筆を（氏名）が、借

りたのに、あそこは通ったとやろかい出来たとやろかいって、本人は分かっていなかったようです。役場のほうに問合せたら（氏名）から（氏名）のほうに、名義が変わっとらんけんで、これは出来ないとかっていう話やったとですよ。今、会長が言われたように、渡部さんも言われたように、中間管理機構がここに何とかせんばとじゃなかとかっていうことだったんですけど、それにはちょっと当てはまらんじゃなかろうかなと思います。

１番　少し見解が違うと思うんですね。これは、もう既に中間管理機構がもう借りてるわけですから、それはもう事務が進んでるんです。今言われるように、当然これはですね。本人の印鑑がなければ出来ないんです。登記が違えば、この事務申請をしたときには、兄弟の印鑑を全部押しているんです。だから、そういうふうに、相続権と別にですね。そういうことをもう既に、これは中間管理機構が受けてる地域ですから、そういうこと、そういうことになります。はい。はいもうこれ間違いなく。当然、３０年度にやっています、このときは全部ないところは、そういう同意書をとってですね、つけて、それで、このエリアをですねあそこは３０ヘクタール分ぐらいは、全部もうそういうふうに、手続が完了してますので、はい。そういうことで、ここの文書にあるようにもう既に、中間管理機構のですね、上田さんのところにちゃんとそれが出来なければ補助金がおりてませんから、はい、そういうことです。

２番　大体分かりました。要するに申出をしてなかったということですね。ただもしかしたら、そういう事例があちこちあるのではないかなという気がします。だから、やはりそこのチェックというのは、どこがするのかという話です。町に委託が来れば、しっかりしなければいけないでしょうし、そうなると産業振興課かなという気がします。なぜこれを言うかといえばもったいないんですね。平成３０年から約３年間、病気のために出来なかった、しかし、現地を見るとやはりもったいなかったと感じました。できれば１年後ぐらい、あるいは途中でも手をつけていれば、まだ伐ったりせずに使えたのにという気がしたので、そういう質問したわけですが、結果的には本人の申出ということで、了解します。

１番　現地確認について、前は毎年確認をして、貸した人と借りた人が報告しなければいけませんでしたが、それが略式化されて、農地調査の結果でいいということに変わりました。要するに、結局誰が確認するのかというと、農業委員の皆さんが、現地を確認して、現況はこうですよと報告をするということです。これがＡとかＢに移れば、一つのシグナルとして、報告をしなければなりませんが、現状はちゃんとされていますよということは、皆さん方の農業委員さんの農地調査で、報告に代えるというように今、法が変わっております。

議長　ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

計画内容に関して、第２号議案の２ページにあります、意見書に、『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを選択し、町へ報告することになっておりますので、農業委員の挙手で賛否をとります。

計画内容について、『意見なし』の方は、挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、『意見なし』で報告することにいたします。

続いて、第３号議案　農地等利用最適化施策令和３年度の推進に関する意見書に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは、第３号議案　令和３年度農地等利用最適化施策の推進に関する意見書について説明します。第３号議案の１ページをお開きください。これは、１月から皆さまにご意見をいただきながら作成を進めてきた意見書でございます。農業委員会等に関する法律第 38 条の規定により、農業委員会として町へ提出をするものです。構成としましては、１、担い手への農地の利用集積・集約化について、２、遊休農地の発生防止・解消についてなど、５項目に分け、農地利用の最適化の推進に資するよう意見等を取りまとめております。内容については、２月の協議後、最終調整を一任いただきましたので、事務局で調整を行い作成しております。大きな変更はございません。ご承認よろしくお願いいたします。

議長　この件については朝から申し上げましたように、２回ほど皆さん方に文章推敲をしていただき、最終的に事務局一任という形でお願いしましたけども、今日の午後１時半から、町長にこの意見書を提出します。意見書を提出して、それから懇談会をするという形で時間をとってもらっています。そのときに内容について詳しく町長に説明をおこないます。事務局側については産業振興課の農林担当が出てくると思います。事前に少しお話をしておりますけども、この中にもう入っているものもたくさんあります。でも、こういうふうに継続をしてくださいよと、いろんなことをまたお願いしますよということを載せております。これが初めてになります。

根拠法をもう１回確認していきたいと思います。この意見書の６ページ、ここにありますように関係行政機関に対する農業委員会の意見書の提出という形になっております。これを

提出して、施策に対して企画立案し、地方公共団体に対し農地利用最適化施策の改善について、具体的な意見を提出しなければならない。ここが根拠法となります。「具体的な意見を提出しなければならない」とはありますが、「回答をしなければならない」とは書いてありません。ここがちょっとみそですけれども、県のほうは例えば農業会議が意見書を出します。すると回答書がちゃんと出てきます。私たちとしても、回答といいますか、今現状こういうふうになっておりますということの報告を受けたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと考えております。

この中で特に、項目別に先ほどありましたように、担い手の集約ということ。今、国も担い手だけに集約をしており、この集積計画がパンクしそうだということです。これは農業新聞にも載っていると思います。要するに、担い手はそんなに受けきれないということです。例えば長与でいえば担い手が７０人おりますけど、２００から３００世帯の農地を７０人で全部受けきれるかといえば当然無理な話です。長与町は皆さんと一緒に話をしてきたように、定年帰農とか、現在やっている人、この維持管理をひとつお願いしたい。そこで頑張ってほしいと、当然集積はやっていきますけども、そういう形でここの中にも一つ入れております。

それと、新規就農ですね。やりやすい部分をどうするかということ。ここに載せております。それとＪＡとの連携、この中に連携強化ということを挙げておりますけども、これについては、今、ＪＡも方向が少し変わってきており、基盤整備をしたり、例えばミカンの養成をして、一般の人に貸出しをしたりとか、少し変わってきています。これも、国もＪＡにもう少し加担をしなさいと言っていますから、そういうことが少しここの中に、入っております。

それと、町の単独補助は県下でどういう状態なのかというと、時津と比べるとやはり長与は落ちます。時津は相当な単独補助を用意しております。長与も当然やっておりますけども、現状、非常に財政難ということですので、現状の予算を取りあえず継続してもらうように記載しています。特に苗木補助については、新年度からは、落葉果樹が２分の１補助、それからミカンの木の常緑樹が４分の１だったのを、３分の１にするというふうに変わりました。ミカンの苗木が４分の１から３分の１ですから、補助率が上がるということで、かなりメリットが出てくるのではと思います。

そして５番目に、事務局体制の整備及び行政・ＪＡとの連携強化ということも書いておりますけども、この前の議会の中で、事務局体制はどうかという一般質問がありました。私はその中で、事務局の体制は不足しているという発言をしました。なぜそのようなことを今言うかというと、新しく法が変わってくる。そうすると、かなりのボリュームが皆さん方に賦課をされ、それから行政に対して負荷が出てくるということですから、事務局が裏打ちをしていないと、皆さんが動けないということで、その要望も報告の中に、入れております。

一応そういうことで、取りまとめをしてみました。この件について、ご意見、ご質問、また要望があれば、お願いします。

４番　崎山委員さん、お願いします。

４番　すいません。せっかくの町長への意見書がまとめられたので希望ですけども、昨今のニュ

ースを見ていると、春休みに向けて、牛乳を作っていらっしゃるところはとても余ると。まずどうしたらいいかといえば、その町挙げて飲むことが必要だということで、町を挙げて、飲むとか子供たちも全員飲ませるとか、そういう方法をニュースで取り上げていました。だから長与は、前に聞いたことがあるのですが、給食の中に必ずみかんを入れていただくという、そういう地元の意識というのも、私は子供の頃からやっぱり大事なんじゃないかなと思います。ミカンも種類はいろいろありますよね、今だったらこのミカンがおいしいとか、今だったらこれがいいとか、そういうことを取り上げたら年間を通じて子供たちにミカンのおいしさとか、食べ方とか、長与の在り方は、少しでも分かってもらえるのではないかなと思いますので、できることならこういう小さなことから取上げていただくようにお願いしたいと思います。以上です。

１番　今の長与の給食は、副食の中にかなりミカンを入れております。ちょうど私が農協の運営をしたときに、やっぱり地産地消の消費をどうにかしてくださいということを１回申し上げたことありますけども、そのあと、長与町の給食会の中で、副食に、デコポンであったりはるかであったり、そういうものを入れるようになりました。そして、米もぜひ長与の米を使ってくださいよということでしたけども、それがなかなか今できておりません。できれば地産地消で、長与の子供たちに本当においしいものを、距離を短くして食べていただきたい。副食について、ブドウもという声もありますがブドウもなかなか難しくて、ゆくゆくはいろいろな果物を副食に、それから、主食の米、こういうものもぜひ、我々農業委員会としても、地産地消でお願いできればなと思っております。これは給食会等いろんな問題があって、なかなか難しい。やっぱり入札制度で、安いほうに行きますよということです。特に主食については食糧安保の問題もありますし、いろいろ今後検討すべきことかなと思っております。そういうことは、今日の話の中では申し上げたいと思います。

議長　ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

お諮(はか)りします。令和３年度農地等利用最適化施策の推進に関する意見書について、提案とおりの内容で町へ提出することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

異議なしと認めます。令和３年度農地等利用最適化施策の推進に関する意見書については、提案通りの内容で町へ提出することとします。なお、意見書の提出は、本日午後１時半に、

町長へ直接渡すよう予定しておりますので、申し添えます。

【休憩】

総会を再開します。続いて、第４号議案　長与町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則及び第５号議案　長与町農業委員会総会規則の一部を改正する規則について、まとめて審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局　第４号議案　長与町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則及び第５号議案　長与町農業委員会総会規則の一部を改正する規則について、あわせて説明いたします。まずは、第４号議案をお開きください。第４号議案と第５号議案は、農業委員会所管する規則の改正でございます。改正の経緯について、まず説明をしたいと思います。本日配布しています、資料№.２をご準備ください。資料の１ページをご覧ください。

第４号議案、それから第５号議案ですね、どちらも提案理由は同じです。提案理由のところ読みますね。行政手続における負担軽減及び、利便性を図ることを目的に、押印または証明を求める手続の見直しを行うため、所要の改正を行うものとなっております。アンダーラインを引いている場所があります。押印または署名を求める手続の見直しを行う。これがですね、今回のこの改正の目的になります。背景といたしましては、国のほうですね、結構テレビとかでもニュースで流れていたかと思いますけども、国の方針ですね、行政手続についてですね、これまで印鑑を押すことを求めていた申請書とか、そういったところについてですね、もう押印を省略したり、あとは署名とかをですね、もう廃止するという、国の方針が示されておりまして、地方公共団体においてもですね、その対応に積極的に取り組むようにということが言及をされております。なので、この、押印と署名を見直す目的としましては、２つポツで書いてますけども、住民の利便性の向上を図る、それと、行政のデジタル化に向けた取組ということが目的の中にありましてですね。言えば、行政手続の電子化をですね、進めるというところで、こういった押印とか、署名の見直しというのが、国のほうで方針が示されております。そういったところを受けまして、長与町の方針、町全体の方針といたしましてですね、この国の方針を受けて、委員及び署名の見直しというのを、全庁的に実施をするというところで方針を決めております。括弧で書いていますけれども、町長部局所管のですね、条例等につきましてはですね、既に、この押印の見直し署名の見直しというのは、改正がなされております。なので、全庁的に実施をするということでですね、長与町の農業委員会といたしましてもですね、農業委員会所管の規則等についてですね、所要の見直しを行います。そういったところで今回ですね、第４号議案と第５号議案を上げさせていただいております。いちばん下のところですね、改正内容として２点上げております。まず①としましてですね、押印及び署名の見直しと、これが一番の目的ですね、農業委員会の所管する規則の中で、様式等がある分がありまして、そういった現行の様式の中でですね、印鑑を押してもらう部分とか、そういったところを削除すると。あとは署名をしてもらうような、今、

皆さんに議事録署名っていうのをやっていただいてると思うんですけど、そういったその署名というのが御自身で書いていただかないといけないんですけど、そこをもう、廃止をするというような改正。それから、②としまして、所要の整理と書かせていただいておりますけども、規則中の文言ですね、そういったところで少し漏れがあったりとか、表現が統一されてない部分というのが少しありましたので、そういったところもあわせて、今回、整理をさせていただいております。全体的な目的とかですね、改正の内容というのはこういった形になります。それでですね、それぞれ第４号議案、第５号議案が具体的にどのように変わったかというところを、少し触れさせていただきたいと思いますので、これについては議案書のほうですね、第４号議案のほうを御覧ください。

それでは４号議案・５号議案それぞれの改正内容について、簡単に説明します。まず、第４号議案　長与町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について、ですが、この規則は、委員改選時に、最適化推進委員の候補者の方から提出いただく届出に関する規則です。７ページ新旧対照表をご覧ください。見方としては、左欄が現行の規則内容で、右欄が改正後の内容で、朱書き部分が改正部分です。７ページは、規則中の必要な文章を追加したりする所要の整備を行っています。８ページから１４ページまでは、様式の改正で、これが今回の改正の主な内容です。ご覧いただけるように、印鑑部分を削除します。あとはそれにあわせて様式を見やすいように整理しています。改正内容は以上です。改正後の内容を、１５ページ以降２２ページまで参考として添付しています。　なお、農業委員さんについても、この届出の様式がありますが、それについては、町が所管する規則になりまして、町長部局の方ですでに改正がなされております。次に、第５号議案をご覧ください。長与町農業委員会総会規則の一部を改正する規則についてです。この規則は、毎月の総会（本日）についての決まり事を定めているものです。２ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所は１か所です。第１８条について、議事録の署名のことを謳っている条項で、これまで署名をしていただく必要があったものを、見直しにより、「記名」と改正するものです。３ページからは、改正後の規則を添付しております。以上が第４号議案及び第５号議案の規則の改正内容でございます。なお、この改正は公布の日から施行します。説明は以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

２番　渡邉委員さん、お願いします。

２番　はい。別段、説明のとおりでいいと思いますが、１点だけ。署名と記名っていう部分がありますよね。署名は本人が書かなければいけない、記名は自分でなくても、他人でもパソコンでも誰でもいいのかとこういう解釈になるのですが、どういうイメージでこの記名というものがあるのかなと。そこの見解をお願いします。

事務局　確かにおっしゃるように、パソコンで入力すれば誰でもできるではないかというところが確かに心配なところであります。ですので、内容によると考えております。どうしてもサインをしないといけないものもあると思います。そういった中で、これは自署でなくてもいいのではないかと判断できるものについては、今回記名という形で改正をしましょうというのが、基本的な考え方としてあると考えております。定義として、再度申し上げますと、署名というのは、氏名を自書することが署名です。御自身で書いていただくものです。記名というのは、氏名を記載することです。自署によらないパソコン入力などの記入でもいいというところになっておりまして、今回の農業委員会の規則のですね、議事録の署名については自署しなくても、例えばパソコンで入力したものを皆さんに見ていただいて、それで大丈夫ですよというご了解をいただければ、それで大丈夫なのかなというふうに判断をしておりますので、今回改正をさせていただきたいと思っております。

１番　委員の皆さん方の半分近くはデジタル化が苦手な方もいらっしゃると思います。取りあえず議事録については、やっぱり自署をしてもらうという形で進めていって、その後いろんな問題がなければ事務局で「〇〇さん見ましたよね」ということも出来るかもしれません。議事録は公表しなければならないわけですけども、役場の場合は、議事録に決裁の印鑑を押せばいいわけです。しかし署名人の方が見る場合には紙ベースがないと、ちょっと難しいかなと思います。ですので、議事録については取りあえず自署で進めるという形で、お願いできればどうでしょうか。

２番　はい分かりました。ただそうなると、今、議事録も直近で来るものと、何か月も前のものと署名してくださいというのが現状です。自署が無くなれば、パソコンで打って、後で見ておいてくださいということにもなりかねない。やはり申合せ事項などで当分の間ね、自署をしてもらうのがいいのではという気はします。

１番　やっと議事録も２月まで到達しました。議事録は録音があるじゃないかという声もありますが、やっぱり我々としてはまだ紙ベースです。この議事録というのは、後から非常に物を言うことが出てきます。今回の一般質問の内容はもう４年前の話なんですよ。それがどうだこうだということを言われるようなこともありますから、そういう責任の所在を残しておく必要はあると思います。まず、押印から脱却する。それから自署に行く。そしてデジタル化に入っていくというこのステップをそして、今渡邉委員からもありましたから、取りあえず、我々の任期中は議事録については自署をお願いできればと思っております。

議長　ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

お諮りします。まず、議案第４号の「長与町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則」について、農業委員の挙手で賛否をとります。改正に異議のない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、提案のとおり承認されました。

続いて、第５号議案の「長与町農業委員会総会規則の一部を改正する規則」について、農業委員の挙手で賛否をとります。改正に異議のない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、提案のとおり承認されました。

続いて、第６号議案　町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定に伴う農業委員会事務局職員に係る町長の権限に属する事務の補助執行について　を審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局　第６号議案　町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定に伴う農業委員会事務局職員に係る町長の権限に属する事務の補助執行についてです。第６号議案をお開きください。これも農業委員会の規則の改正になりますが、その内容、経緯について、資料№.２で説明したいと思います。資料№.２の裏面２ページをご覧ください。

町長の権限に属する事務の補助執行に関する規定の制定に伴う農業委員会事務局職員に係る町長の権限に属する事務の補助執行についてということでございます。これの提案理由ですね、資料のナンバー２の２ページ目、これを見てください。提案理由を書かせていただいております。ちょっと読ませていただきます。町長部局において、補助執行規定、（町長の権限に属する事務に関し、農業委員会事務局の職員をして、当該事務を執行させる旨を定める規定）を定めることについて、地方自治法第１８０条の２の規定により、町長からの協議の申入れに対する回答を行うとともに、農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則に関し、必要な整備を行うものと書かせていただいております。ちょっと、すごく難しいんですけど、簡単に言えばですね、町長部局でですね、補助執行規程という規定を一つ作りますと、それに関連して、農業委員会の規則も改正をしなくてはならない、改正をしますよと

いうものなんですね。この補助執行規定というのが何かというのは、この提案理由の中の下線部分のですね、括弧の中にちょっと書いてるんですけど、町長の権限に属する事務というのがございます。それは言えば町長部局のほうが事務を執行しないといけないんですけども、その事務に対してそれを農業委員会の事務局の職員にその事務を執行させるということを定める規定ですね、ということで、こういった規定を、町長部局が造るということがまず最初のスタートでございます。この、補助執行規程のですね、制定の経緯というところをちょっと真ん中のほうに載せさせてもらってるんですけど、町長のですね専属的な権限とされている事務というのが、地方自治法の中で定められております。一番大きなものとしては主に町の予算の執行ですね。これはですね、町と農業委員会というのは、組織が別のものになるので、町の予算の執行というのは本来町長の決裁によって行うものなので、言えば、町と農業委員会別なので、町のほうでやらないといけないものなんですけれども、実際の事務をやっていく上でですね、能率的な観点からは、それはもう農業委員会の事務局の職員がやるのが、もう当然、効率がいいので、そういった本来町長が持ってる権限なんだけども、それを、行政委員会とここで表現してますけど、その権限を行政委員会、ここでいうと、農業委員会のことになるんですけども、そういった権限を農業委員会のほうに委任をして、そこの農業委員会の職員に当該事務を行わせると、これが適切でありますので、その考え方によって、この補助執行規程というのを策定をするというものです。これはもともとですね、今までも、当然行われております。それをですね、やってることなんですけど、今まで、きちっとした明確に規定が定められていなかったので、それをしっかり今回規定として定めますというものでございます。何かこう、事務の内容が変わるとかいうものではございません。この補助執行規定というのをですね、参考までに、３ページから５ページで案を載せさせていただいているのでちょっと御覧ください。これは町長部局のほうが制定をするものになるんですけども、これの第３条のところですね。行政委員会補助、括弧で歩行政委員会補助職員等の補助の執行ということで、第３条、町長は第１８０条の２の規定に基づき、行政委員会補助職員等をして、次に掲げる事務を補助執行させるものとすると。いうことで、この行政委員会というのが、例えば教育委員会とかですね、議会事務局とか監査事務局とかいろいろあるんですけども、その中の一つに農業委員会があります。４ページのところにですね。４ページに農業委員会事務局の職員ということで、本来町長の権限にあるんだけども、農業委員会の事務局の職員がやることができる事務として、（１）から（４）ですね。こういった事務を補助執行事務をしてもらいますということでうたわれております。主にですね、予算書の作成ですとか、予算の執行、それから、国庫支出金や県支出金という補助金ですね、補助金の申請とか報告とかですね、そういったもの、あとは財産の取得とか管理に関するものですね。こういったものを今までも、やってきた事務をきちっと明文化したというところになります。こういった規定をですね、町のほうで定めるに当たりまして、このすいません２ページに戻っていただいてよろしいでしょうか。２ページの真ん中から少し下のところに点線で囲ませていただいてるんですけども、町長は行政委員会との協議により、委員会に権限を委任し、その職員に事務の執行をさせることができると、これも地方自治法の中で定められてるんですけども、この執行をさせるためには行政委員会と農業委員会と協議をして決めなさいというのが地方自治法で決まってると、そういうことで、今回町長部局のほうから農業委員会の

ほうに協議の申入れがあっております。ということで今回この改正の議案を上げさせていただいているという経緯です。一番下のところですね、今回の議案の提案内容ということで書かせていただいております。二つございます。まず一つ目としまして、町長からの協議の申入れに対して、異議がない旨を回答するのが一つ。それから二つ目として、町長部局がつくる補助執行規定との整合を図るために、農業委員会所管の規則について、必要な改正を行う。この二つが、今回のこの第６号議案の提案の内容でございます。なので、それで関係してくるのが、括弧で書いてある農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則の一部改正ということでこの規則がここに関係をしてくるということで、今回上げております。

規則の改正内容は、２ページの新旧対照表をご覧ください。第７条について、これまでは（専決事項）として、会長と局長の専決事項が記載されていましたが、本来会長は農業委員会のトップなので、専決ではなく、（決裁）と改正し、また、それに合わせて、第８条に（局長の専決事項）を改めて定めています。内容としては、これまで詳細に内容を定めていましたが、専決規程は、町長部局の長与町事務専決規程に準じるため、そのような表現に改正しています。以下、第９条、１０条は、８条を新たに定めたことにより、条を１条ずつ繰り下げています。３ページをお開きください。第１１条は、改正前（左欄）は、下線部分「歳入予算及び歳出予算の執行に関する専決並びに」という表現が入っていましたが、先ほど説明したとおり、予算関係の事務は、町長の権限に属する事務のため、農業委員会の規則から削除しています。以上が、改正内容です。なお、４ページ以降に、改正後の規則案を添付しております。　説明は以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

２番　渡邉委員さん、お願いします。

２番　はい。会計年度任用職員とありますが、今までなかったように思います。これはどういうものなのでしょうか。

事務局　法律が変わって、今までパート職員という表現をしていた臨時職員は、会計年度任用職員という位置づけになっています。給与に関しても、今まで賃金で払っていたものを、報酬という形で、人件費として支出をするというように法律が改正されております。

１番　労基法の変更に伴って、位置づけをしっかりして、継続雇用があれば賞与も出ますというように変わっております。この前も農地調査をするときに、提出を求められたものがありましたよね。労基法が変わって、自分で申出をする形をとって労災を付けたり、いろいろなことをしていくということに変わっています。特に自治法の１８０の２っていう、これが１番大事なところで、以前、皆さん方農業委員さんは公選で、町会議員と同じように一つの独立

執行機関の委員という形でしたが、今は行政委員会という言い方をします。これは町長が任命して議会が議決するから、ある意味では町長の下いるという形になるわけです。行政の規則の中で動いて、そして、それ以外の部分については、会長が決裁をするという形に変わったということです。中身は変わりませんが、昔のように、強い権限が農業委員会にはなくなったわけです。だからこそ、こういう意見書をつけて町長に具申をしています。本当は予算執行であったり人事であったりというのは、農業委員会の会長が辞令を出していた過去があったわけですが、今はありません。今回、事務局長が関連規則等をきれいに整備してくれたというふうにとらえていただければと思います。

事務局　施行日について、６号は、町と足並みをそろえなければなりませんので、４月１日と考えております。押印見直しの４号と５号議案については、もう町のほうは終わっておりますので、出来るだけはやく施行したいと考えております。

議長　施行日はそろえたほうが、整理がつきやすいと思います。第４から６号議案について、すべて４月１日にしたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

それでは４月１日施行ということでお願いします。
ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
お諮りします議案第６号について、提案のとおり承認することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議のない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、提案のとおり承認されました。

これからは、報告事項に移ります。農地転用専決処分の報告について、事務局お願いします。

事務局　会議の時間を過ぎておりますので、２件まとめて報告をいたします。まず、令和４年３月総括表については、説明を省略いたしますので、各自ご確認ください。
それでは、報告事項の１ページをご覧ください。農地転用専決処分の報告書、農地法第４

条第１項第８号の規定による農地転用届出です。市街化区域内の農地にかかる転用の届出となります。

１．当事者の氏名・住所・職業。届出者は、（氏名）と、（氏名）さん。長与町高田郷（地番）

２．土地の所在等は４筆ございまして、高田郷（地番）の３０２㎡、（地番）の１１㎡、（地番）の１１㎡、（地番）の３８㎡、合計４筆で３６２㎡です。地目は、登記簿は畑、現況は宅地です。

３．転用計画。転用の目的は宅地造成で、これは平成５年にすでに転用がなされており、今回それが判明したため届出を提出いただいたものです。

４．申請日　令和４年３月８日

５．専決処分の日　令和４年３月１５日

土地の所在地を説明します。２ページをお開きください。ページ左側に、〇〇線が通っていますが、そこから〇〇団地に入る道をのぼった付近の赤線で囲っている場所が、届出地の４筆です。続けて、２件目を説明します。４ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。市街化区域内の農地にかかる転用の届出となります。

１.当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、（会社名）。職業は〇〇業です。譲渡人は、（氏名）、長与町高田郷（地番）。職業は〇〇です。

２．土地の所在等は、高田郷（地番）の、６０６㎡です。高田南土地区画整理事業の住宅用地として転用の届出が出ておりまして、街区は（街区番号）です

３．転用目的は、宅地分譲です。所有権移転の売買です。

４．申請日　令和４年３月２日

５．専決処分の日　令和４年３月１５日

土地の所在地を説明します。５ページをお開きください。高田南土地区画整理事業の造成中の敷地内になります。ページの左上にある（施設名）から、３００ｍほどの赤色で表示してある場所が、届出地　高田郷（地番）です。

以上の２件について、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和４年３月２５日

長与町農業委員会　事務局長　福本　美也子

以上です。

議長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【質問無し】

次に、行事報告を、事務局お願いします。

【この後、令和４年３月の行事予定報告が行われた】

次に、４月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　４月２５日（月）の９時半からでいかがでしょうか。

【異議なし】

議長　以上を持ちまして、長与町農業委員会３月総会を終了します。